

# うちなーんちゅ応援プロジェクト (沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策)

## 営業時間短縮協力金 (那覇市・浦添市・沖縄市)

新型コロナウイルス感染症による感染症患者の増加をふまえ、**営業時間短縮要請の全期間**、**時短営業(朝5時～夜22時の範囲内の営業)**に協力していただいた那覇市、浦添市、沖縄市の「飲食店及び接待を伴う遊興施設等」を運営する事業者を対象に、1事業者あたり一律に以下の協力金を支給します。

### ■ 支給額

- ① **1事業者あたり一律48万円** (令和2年12月17日から同12月28日の間、時短営業した事業者)
- ② **1事業者あたり一律56万円** (令和2年12月29日から令和3年1月11日の間、時短営業した事業者)
- ③ **1事業者あたり一律104万円** (令和2年12月17日から令和3年1月11日の間、時短営業した事業者)

(\* 上記①から③のうち、いずれかを選択して申請いただくこととなります。)

### ■ 対象事業者

**時短要請を発表した令和2年12月14日時点、又は同12月23日時点において「飲食店及び接待を伴う遊興施設等」を運営している事業者(廃業・以前から休業中の事業者除く)**

(例：居酒屋、レストラン、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、ナイトスナック、ダンスホール、パブ等)

※ただし、以下に該当する事業者は、基本的に協力金の支給対象外となります。

- 食品衛生法上、適法な飲食店営業許可を取得していない事業者
- 屋内での飲食を伴わない「屋台/弁当屋/デリバリーやテイクアウト等」の事業者
- 通常の営業終了時間が、もともと夜22時以前(及び営業開始が朝5時以降)の事業者
- デリバリーヘルス・その他性風俗店の運営事業者
- その他、店舗の運営等に関する関係法令に違反している事業者

### ■ 複数の対象店舗を運営する事業者について

複数の対象店舗を運営する事業者については、時短要請の発表日に要請対象地域となった全ての対象店舗について、要請期間内に営業時間の短縮(または要請期間内の休業)を行っていることが必要です。

※12/14発表の時短要請(12月17日～12月28日の期間)について、那覇市・浦添市・沖縄市に有する全ての対象店舗

※12/23発表の時短要請について、12月29日～1月11日を要請期間とする那覇市・浦添市・沖縄市、及び12月25日～1月11日を要請期間とする宜野湾市、名護市に有する全ての対象店舗

### ■ 申請要項について

※申請要項(申請書様式、必要書類等の詳細)は、**12月28日(月)までに県HPへ掲載予定。**

## ■ 受付期間

受付期間は、上記「支給額」の申請3パターンに応じて以下を予定しています。

- ①支給額48万円の時短要請（要請期間：12/17～12/28）  
→ 受付期間：令和3年1月4日(月)から同年2月28日(日)まで
- ②支給額56万円の時短要請（要請期間：12/29～翌1/11）及び
- ③支給額104万円の時短要請（要請期間：12/17～翌1/11）  
→ 受付期間：令和3年1月12日(火)から同年2月28日(日)まで

## ■ 申請手続

### 郵送での提出

【郵送先】901-0225 沖縄県豊見城市豊崎3-37（2階）

うちなーんちゅ応援プロジェクト事務局「営業時間短縮協力金」申請受付

（2月28日（日）の消印まで有効

{ \*受付期間を超えた申請は受理できませんので十分ご注意ください }

## ■ お問い合わせ

**沖縄県感染症対策協力金コールセンター 電話：098-856-4427**

12月15日（火）～3月5日（金） 9：00～17：00（土日祝日除く）

（\*令和2年12月29日～翌1月3日までは土日含め対応）

## ■ 時短営業したことを証明する書類について

後日申請の際に必要なとなりますので、時短営業に協力いただいた証拠書類として、時短営業を知らせる店頭貼り出し紙（時短期間及び営業時間を明記すること）の写真や、お店のホームページやSNS等で時短営業をお知らせした画面のコピー・写真等を後日提出できるよう準備をお願いします。

（\*その他の必要書類等については、後日発表する申請要項においてご確認ください。）

## ■ （要注意！）虚偽申請及び不正受給への対応について

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、所轄警察署等へ速やかに通報するとともに、協力金を不正受給した事実が判明した場合は、支給した協力金全額を返還していただくなど厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、実際には夜22時以降も客を滞在させて営業を行っているにもかかわらず時短要請に応じたように見せかけたり、以前から廃業・休業しているにもかかわらず継続して営業しているように見せかける、対象となる飲食店等を運営する事業者（事業主）でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。